

平成27年度

行政監査結果報告書

複合施設における防火・防災体制について

平成28年2月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、平成 27 年度行政監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

なお、平成 27 年 12 月 20 日までは猿橋敏雄前監査委員が、同年 12 月 21 日からは濱田幸二監査委員が関与した。

平成 28 年 2 月 22 日

新宿区監査委員	山	岸	美佐子
同	濱	田	幸二
同	岩	田	一喜
同	中	村	真一

目 次

I 監査の概要

第1	監査のテーマ	1
第2	監査の趣旨	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の対象部局	1
第5	監査の期間	1
第6	監査の方法	1
第7	監査の着眼点	2

II 複合施設における防火・防災体制の状況

第1	関係法令等	3
1	法律・法令	3
2	条例・規則	3
3	法令等による規定	3
第2	複合施設における防火・防災体制についての調査結果	4
1	施設の運営形態	4
2	消防関係法令等の届出等	5
3	自衛消防訓練・防災教育等	6
4	日常の取組み・安全管理等	11
5	指定管理・委託事業者施設	13

III 監査の結果

第1	総括意見	15
第2	今後に向けて	17

資料等

別表 1	監査委員による実地監査実施状況	19
別表 2	監査委員による質問実施状況	19
資料	監査対象施設一覧	20

I 監査の概要

I 監査の概要

第1 監査のテーマ

複合施設における防火・防災体制について

第2 監査の趣旨

区立施設には、地震や火災、風水害、大規模事故等の災害時・緊急時に際し、様々な対応が求められている。

特に、乳幼児や児童・生徒、高齢者、障害者等、特に配慮を必要とする人をはじめ、不特定多数の人が利用する複合施設においては、防火・防災体制を整え、災害時・緊急時における指示系統や役割分担を明確にしておくとともに、日頃から施設全体で情報共有や意思疎通を図り、利用者の安全確保に努めることが極めて重要である。

現在、区の複合施設は、同一の建物内に区直営、指定管理者、委託事業者等、管理形態が異なる事業所が併設されたものが多数となっており、開館日や開館時間も異なるなど、管理体制も複雑になっている。

このような現状を踏まえ、複合施設において、消防法令で義務付けられた消防計画の作成、定期的な訓練等が適正に行われているかを確認するとともに、訓練等での課題の共有や日頃の連携、安全への取組み等について検証し、複合施設の防火・防災体制のさらなる強化と利用者の安全確保に資することを目的とする。

第3 監査の対象

区立施設のうち、区・指定管理者・委託事業者等、管理形態を異にする複数の施設・事業所により構成された複合施設。(P20「資料 監査対象施設一覧」)

※小・中学校及び居住施設は除く。

※管理形態が異なる複数の施設が同一法人のみで運営されている施設は除く。

第4 監査の対象部局

地域文化部、福祉部、子ども家庭部、健康部、環境清掃部、教育委員会事務局

第5 監査の期間

平成27年9月3日(木)から平成28年2月5日(金)まで

第6 監査の方法

対象部局に対し調査票及び関係書類等の提出を求めて書面監査を行うとともに、実地監査(P19「別表1 監査委員による実地監査実施状況」)及び関係職

員への質問（P19「別表 2 監査委員による質問実施状況」）等による方法で行った。

第7 監査の着眼点

主な着眼点は次のとおりである。

- 1 消防法令に則り、届出や訓練等が適正になされているか。
- 2 災害時・緊急時の体制は整備されているか。
- 3 施設全体で連携して防火・防災の取組みを行っているか。

Ⅱ 複合施設における防火・防災体制の状況

Ⅱ 複合施設における防火・防災体制の状況

監査の実施にあたり、対象の複合施設に対して防火・防災体制に関する調査を実施した。その調査結果及び他に提出を求めた関係書類等により明らかとなった複合施設における防火・防災体制の状況は、以下のとおりである。

第 1 関係法令等

1 法律・法令

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）

2 条例・規則

消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）
東京都火災予防条例（昭和 37 年東京都条例第 65 号）
東京都火災予防条例施行規則（昭和 37 年東京都規則第 100 号）

3 法令等による規定

防火管理者

一定規模以上の防火対象物については、消防法第 8 条第 1 項により防火管理者の選任、第 8 条第 2 項により防火管理者の選任・解任時の消防署長への届出が義務付けられている。

消防計画

消防法施行令第 3 条の 2 により防火管理に係る消防計画の作成及び消防署長への届出が防火管理者の責務として規定されている。

自衛消防訓練

消防法施行令第 3 条の 2 第 2 項により防火管理者は消防計画に基づいて消火、通報及び避難の訓練を行わなければならないと規定されている。さらに消防法施行規則第 3 条第 10 項により不特定多数の人が集まる百貨店、集会場や、避難に配慮が必要な保育所、高齢者・障害者関係施設等においては消火訓練及び避難訓練を年 2 回以上実施しなければならないとされている。

訓練の実施通知及び記録の保管

消防法施行規則第 3 条第 11 項により法定の消火訓練及び避難訓練を実施する場合にはあらかじめ消防署長あて通知することとされている。また、東京都火災予防条例第 55 条の 4 第 2 項では実施記録の作成と保存が義務付けられている。

消防用設備等点検

消防法第 17 条の 3 の 3 により消防用設備等の定期的な点検と、点検結果の消防署長への報告が義務付けられている。

第2 複合施設における防火・防災体制についての調査結果

今回、監査対象とした30施設（全構成施設97施設）（P20「資料 監査対象施設一覧」）に対して、「複合施設における防火・防災体制に関する調査」を実施した。

調査票は「1 施設の運営形態」「2 消防関係法令等の届出等」「3 自衛消防訓練・防災教育等」「4 日常の取組み・安全管理等」「5 指定管理・委託事業者施設」の構成とした。

1及び4については全構成施設、2及び3については複合施設の代表（防火管理）施設、5については指定管理・委託事業者の運営する施設を対象とし、回答を得た。以下にその結果を述べる。

※割合（％）については小数点以下を四捨五入した。

※戸山生涯学習館（都営住宅との併設）（P20「監査対象施設一覧」No.11参照）は東京都が防火管理者となっており、2及び3の回答には含まれていない。

※新宿中継・資源センターと大久保スポーツプラザは防火管理上別施設の扱いとなっており、回答も施設ごとに行った。（P22「監査対象施設一覧」No.30参照）

1 施設の運営形態【全構成施設97施設】

		件数	％
1	区直営	37	38
2	指定管理	42	43
3	業務委託	17	18
4	その他	1	1
	計	97	100

全構成施設97施設の運営形態で、最も多いのが指定管理42施設（43%）、次いで区直営37施設（38%）、業務委託17施設（18%）となっている。指定管理や業務委託で民間事業者が運営する施設の合計は59施設にのぼり、全体の61%を占めている。

「その他」は新宿区社会福祉協議会東分室で、行政財産の使用許可を受けた施設である。

また、今回監査対象とした30施設のうち、指定管理・委託事業者のみで運営する複合施設は4施設（13%）となっている。

2 消防関係法令等の届出等【複合施設の代表（防火管理）施設・30施設】

(1) 防火・防災管理者の選任はどのようになっていますか

		件数	%
1	建物全体	24	80
2	構成施設ごと	6	20
	計	30	100

建物全体で選任していると回答したのは24施設（80%）、建物の構造等により、構成施設ごとに選任していると回答したのは6施設（20%）であった。

(2) 防火管理者選任届を消防署長あて提出していますか

		件数	%
1	提出している	30	100
2	提出していない	0	0
	計	30	100

(3) 消防計画を作成し、消防署長あて提出していますか

		件数	%
1	提出している	30	100
2	提出していない	0	0
	計	30	100

(4) 消防設備点検を実施し、報告書を消防署長あて提出していますか

		件数	%
1	提出している	30	100
2	提出していない	0	0
	計	30	100

防火管理者選任届、消防計画とも全ての施設で作成され、消防署に提出されていた。消防設備点検も全ての施設で実施され、報告書が提出されていた。

3 自衛消防訓練・防災教育等【複合施設の代表（防火管理）施設・30施設】

(1) 自衛消防訓練について、消防計画の中で規定していますか

		件数	%
1	規定している	30	100
2	規定していない	0	0
	計	30	100

(2) 平成26年度に自衛消防訓練を実施しましたか

		件数	%
1	実施した	30	100
2	実施していない	0	0
	計	30	100

全ての施設で消防計画の中で自衛消防訓練について規定し、訓練を実施していた。

(3) 訓練は消防計画の内容・回数で実施しましたか

		件数	%
1	計画のとおり	26	87
2	計画とは異なる	4	13
	計	30	100

計画とは異なると回答したのは4施設（13%）であった。

そのうち3施設が、総合訓練は実施したが個別訓練が実施できなかった等、計画された訓練の一部が未実施であった。理由としては、複合施設内での日程調整が困難であったこと等が挙げられた。1施設は計画に加えて消防職員の派遣による救急訓練を実施したため、回数が増えたとしていた。

(4) 消防署長あて実施通知を提出しましたか

		件数	%
1	提出した	25	83
2	提出していない	5	17
	計	30	100

提出していないと回答したのは5施設（17%）であった。このうち1施設は訓練を合同で行った別棟の施設から併せて提出されていたものである。

（5）訓練の実施記録を作成しましたか

		件数	%
1	作成した	28	93
2	作成していない	2	7
	計	30	100

作成していないと回答したのは2施設（7%）であった。このうち1施設は訓練を合同で行った別棟の施設が併せて作成していたものである。

（6）訓練の想定は（複数回答）

		件数	%
1	火災	30	100
2	地震	20	67
3	その他	5	17
	計	55	

訓練想定は火災が30件、次いで地震20件であった。「その他」の内容は「水害」「不審者対応」等であった。

（7）訓練の内容は（複数回答）

		件数	%
1	総合訓練	25	83
2	個別訓練	16	53
3	その他	2	7
	計	43	

消火、避難、通報・伝達、応急救護訓練を併せた総合訓練が25件であった。次いで個別訓練16件、その他2件となっている。

「個別訓練」の内訳は、消火訓練9件、避難訓練15件、通報・伝達訓練13件、応急救護訓練4件であった。これらを組み合わせて実施した施設も多数あった。「その他」の内容は、帰宅困難者一時滞在施設開設の図上訓練、不審者対応訓練であった。

(8) 訓練には施設の利用者も参加しましたか

		件数	%
1	参加した	22	73
2	参加していない	8	27
	計	30	100

利用者が訓練に参加したと回答したのは22施設(73%)であった。

利用者への周知方法(複数回答)は「事前に通知・掲示・呼びかけ等を行った」が15件、「当日口頭で行った」が9件であった。

利用者が訓練に参加していないと回答したのは8施設(27%)で、理由としては、不特定多数の利用者に対する周知が困難であったこと、申請手続き等での来所者や、有料の集会施設の利用者には協力を求めづらいことが挙げられた。

利用者の参加については、関係団体の協力を得て休館日にプールや弓道場からの避難訓練を実施した施設や、職員から利用者役を立てて負傷者救護、避難誘導等の訓練を行うなど、工夫して実施している施設が複数あった。

また、複合施設内の各施設や警備・清掃等の委託業者間の連携の確認を主眼とし利用者の参加なしで実施した、という施設もあった。

(9) 訓練では複合施設内の施設間で円滑に連携・役割分担できましたか

		件数	%
1	できた	28	93
2	できたが不十分	2	7
3	できなかった	0	0
	計	30	100

連携できたが不十分と回答したのは2施設(7%)で、無線による連絡、人員の少ない複合施設内の他施設への応援等に課題があったこと等が挙げられた。

(10) 訓練を通じて課題や改善点、気づいたこと等がありましたか

		件数	%
1	あった	17	57
2	特になかった	13	43
	計	30	100

課題や改善点等があったと回答したのは17施設(57%)であった。

内容としては「シナリオに頼って訓練しているため、災害時・緊急時に柔軟に対応できない可能性がある」「役割を指定して実施したが、実際は誰が何をするか判断が難しい」「帰宅困難者の受付方法が想定どおりにいかなかった」等、現実に災害が起こった際に的確な動きができるかという課題が挙げられた。

また、「非常放送が聞きづらい、放送設備が使えない時の情報の伝達方法が難しい」「構造上、施設間の行き来ができず内線電話のみが連絡手段となる」等、非常時の情報伝達に関する課題も挙げられた。

その他、「児童施設等上履きを履かない施設で玄関以外からどのように避難するかを訓練において確認を行った」「子供用の防災頭巾を設置していたが、実際に幼児が使用してみると大き過ぎた」等、訓練の中で改めて認識された課題もあった。

- (11) 訓練時、複合施設であるために特に注意すべき点や気づいたこと等がありますか

		件数	%
1	あった	17	57
2	特になかった	13	43
	計	30	100

複合施設であるために特に注意すべき点や気づいたこと等があったと回答したのは17施設（57%）であった。

内容としては「複合施設内の各施設・事業所によって防災意識や習熟度に差がある」「高齢者や児童、障害者の避難の誘導方法や一斉に避難する際の事故防止」「複層階に分かれる施設の情報伝達や現状把握」「施設間の連携・応援の方法」等が挙げられた。

また、乳幼児から高齢者までが利用する施設では、「避難経路に公園があり、蚊の発生があるため時期をずらした」「冬場の防寒対策が必要」等、訓練時の天候や時期、所要時間に関する課題も複数の施設から挙げられた。

- (12) 訓練の前後に訓練内容や結果について、全館で打合せ、検討会等を行いましたか

		件数	%
1	行った	27	90
2	行っていない	3	10
	計	30	100

行っていないと回答したのは3施設（10%）であった。また事前の打合せは行ったが、事後は行わなかったという施設が3施設あった。

事前の打合せでは訓練の目的、内容、手順や役割分担の確認、事後の検討会では訓練の反省を通して、自衛消防体制の確認や見直し等が検討されていた。

- (13) これまで訓練やその後の検討会等をきっかけに、消防計画や自衛消防体制等の変更・見直しを行ったことがありますか

		件数	%
1	ある	14	47
2	ない	16	53
	計	30	100

変更・見直しを行ったことがあると回答したのは14施設（47%）で、訓練後の検討会や前回の訓練での課題に応じて、役割分担・人員配置の見直し、訓練回数や時期の変更などが行われていた。

- (14) 施設の消防計画や自衛消防体制等を職員にどのように周知していますか
(複数回答)

		件数	%
1	研修・説明会を実施	17	57
2	施設・職員に配布	15	50
3	特記していない	1	3
	計	33	

- (15) 人事異動等により職員が交代した際に、防火・防災に関する研修等を行っていますか

		件数	%
1	行っている	28	93
2	行っていない	2	7
	計	30	100

行っていると回答したのは28施設（93%）で、その内容は自衛消防体制及び消防計画の説明、避難経路・消防用設備の確認等であった。

4 日常の取組み・安全管理等【全構成施設・97 施設】

- (1) 複合施設全体で所（館・園）長や責任者間の打合せ、情報交換を定期的に行っていますか（防火・防災関係以外のものも含めて）

		件数	%
1	定期的に行っている	51	53
2	不定期・必要なときに	46	47
3	行っていない	0	0
	計	97	100

定期的に行っていると回答したのは 51 施設（53%）で、1 か月に 1 回が 29 施設、2 か月に 1 回が 9 施設、3 か月に 1 回が 7 施設、週 1 回が 5 施設、月 2 回が 1 施設であった。

また、同じ複合施設内でも、業務内容の近い施設間では定期的に、それ以外の施設間では不定期に行っている場合が見られた。

- (2) 複合施設全体で日頃から連携したり、コミュニケーションを深めるための取組みを行っていますか

		件数	%
1	行っている	91	94
2	行っていない	6	6
	計	97	100

行っていないと回答したのは 6 施設（6%）であるが、同じ複合施設内の他の施設が行っていると回答しているケースもあり、施設間の意識の差が見られた。

連携・コミュニケーションの取組みの内容としては、「合同防災訓練、避難経路の確認、安全点検、巡回」等の防火・防災や安全管理に関するもの、「合同行事の開催、各施設の事業への協力」等の実施事業に関するもの、「日常業務の合同打合せ会、情報連絡会」等の情報共有に関するものが挙げられた。

複合施設では福祉系の業務の連携や、多世代交流などでつながりが深い施設間でのコミュニケーションが行われており、全く異なる業務内容の施設間の場合は訓練や打合せ会が中心となっていた。

(3) 緊急連絡網や避難経路、消防計画等は職員がいつでも見られるよう掲示・保管されていますか

		件数	%
1	されている	97	100
2	されていない	0	0
	計	97	100

全ての施設で避難経路や緊急連絡網の掲示がされ、消防計画等もすぐに見られる体制となっていた。

(4) 防火・防災に関する研修等を行っていますか
(構成施設ごとに個別に実施しているもの)

		件数	%
1	行っている	94	97
2	行っていない	3	3
	計	97	100

行っていると回答したのは 94 施設 (97%) で、その内容は自衛消防体制及び消防計画の説明、避難経路・消防用設備の確認、救命講習の受講等であった。

(5) 施設の安全管理や利用者の安全確保のために日頃から行っていること、注意していること

主なものは以下のとおりである。

- ・施設内の安全確保のための警備・清掃等の委託事業者との連携（館内巡回・情報共有）
- ・給湯室や調理室等の火気点検
- ・施設や備品の安全点検や応急処置、防犯カメラ設置やキャビネット等の転倒防止処置、ガラスの飛散防止対策などハード面の対応
- ・避難経路の確保
- ・初期消火のための消火器・消火栓等の位置確認と使用方法の習得
- ・災害用備蓄物資の定期点検
- ・月 1 回の避難訓練の実施
- ・雨天等のスリップ事故の防止
- ・駐輪場の整理

(6) 複合施設での避難や安全管理において、課題や特に注意が必要だと感じていること

主なものは以下のとおりである。

- ・施設内での連携・情報共有及び役割分担の明確化
- ・様々な被害状況を想定したより実践的な訓練の実施
- ・ホール等の大規模集会施設、集会室等の区民利用施設での少数職員による利用者の避難誘導対応
- ・施設内で避難経路が重なることによる混乱や事故発生
- ・直営施設の閉庁時、指定管理者・委託事業者施設のみでの夜間・休日等の対応や災害時・緊急時の判断
- ・不特定多数の利用者の把握と避難誘導開始までの所要時間の短縮
- ・高層階、複層階施設での避難誘導(高齢者等配慮が必要な利用者への対応)
- ・不審者対策

5 指定管理・委託事業者施設【指定管理、委託事業者施設・59施設】

(1) 区との契約書や基本協定・年度協定等に施設の防火・防災管理について規定されていますか

		件数	%
1	規定されている	59	100
2	規定されていない	0	0
	計	59	100

全ての施設で防火・防災管理についての規定はされていた。しかし、自衛消防体制や消防計画等に関して具体的な記載に乏しいものも見受けられた。

一方、区民ホール等では自衛消防技術認定者の配置が義務付けられていた。

※自衛消防技術認定者は、自衛消防業務を行う上で必要な知識と技術を有していることを証明する「自衛消防技術試験」(東京消防庁が実施する)に合格し自衛消防技術認定証を有する者。

(2) 事業受託後に、区から施設の消防計画や役割分担等に関する説明を受けましたか

		件数	%
1	受けた	55	93
2	受けていない	4	7
	計	59	100

(3) 法人等で作成した独自の危機管理マニュアル等がありますか

		件数	%
1	ある	58	98
2	ない	1	2
	計	59	100

(4) 法人等で防火・防災、安全管理等に関する研修等は実施していますか

		件数	%
1	実施している	58	98
2	実施していない	1	2
	計	59	100

研修等を実施していると回答したのは 58 施設 (98%) で、その内容はミーティング時の机上訓練、大規模集会施設の安全管理研修、AED 講習、消防署の救命 (上級・普通) 講習、防火防災管理講習への参加等であった。

Ⅲ 監査の結果

Ⅲ 監査の結果

第1 総括意見

複合施設は区直営、指定管理、業務委託と運営形態も異なり、今回調査した複合施設の全構成施設の6割以上が民間事業者が運営する施設であった。また施設の規模も大きく、多くの区民等が利用し、複雑な構造となっているものも多いことから、複合施設における防火・防災体制を十分に整備することは非常に重要である。

今回、監査の対象とした複合施設における防火・防災体制について、実施した調査の結果及び関係書類・実地監査・対象部局の事情聴取等から監査結果を以下のとおり着眼点別に総括する。

1 消防法令に則り、届出や訓練等が適正になされているか。

全ての施設で、防火管理者の選任、防火管理者選任（変更）届・消防計画作成（変更）届の消防署への提出、消防設備点検の実施と報告書の提出が適正に行われていた。

自衛消防訓練については、計画された訓練が一部未実施の施設や実施通知・実施記録の作成漏れがあったものの、全ての施設で訓練が実施されており、おおむね適正に行われていた。

今後も、消防法令を遵守し、人事異動等で変更が生じた場合にも、遺漏・遅滞なく防火管理者及び消防計画の変更や届出を行われたい。

消防点検で不具合が発見された場合は迅速に対応し、施設の安全確保に努められたい。また、所管課においても、各施設の防火管理者や消防計画・消防点検結果やその後の措置について常に把握するよう努められたい。

訓練については、施設の特性や利用状況を踏まえ、法令に定められた内容や回数を計画していく必要がある。

また、訓練に際しては、複合施設であることから日程の確保が困難となることが予想されるため、早めに施設間での日程調整等を行い、計画された訓練を着実に実施されたい。

実施通知・実施記録についても法令に従って作成し、実施記録は事後の反省や見直しに活用されたい。

2 災害時・緊急時の体制は整備されているか。

全ての複合施設で消防計画に自衛消防訓練が位置付けられており、消防計画・自衛消防体制等の職員への周知や人事異動等による職員の交代時における研修もおおむね実施されていた。また避難経路の施設内の掲示や緊急連絡網の

整備も全ての施設で行われていた。災害時・緊急時には所管課にも連絡が行われ、必要な対応がとれる体制となっていた。

訓練においては、複合施設の代表（防火管理）施設 30 施設のうち 9 割を超える施設が同一複合施設内の施設間で円滑に連携・役割分担ができたとしている。

事業内容や運営形態も異なる施設が併設されている複合施設であるが、災害時・緊急時の体制についてはおおむね適切に整備されていた。

実際に訓練を行う中で、様々な課題、特に複合施設特有の課題も認識され、訓練前後の打合せや反省会を通じて消防計画や自衛消防体制を見直し、改善している施設もあった。

人事異動や指定管理・委託事業者の交代等があった場合においては、防火・防災体制についての研修等を継続し、防災意識を強化するとともに、避難経路の把握や消防機器の使用方法等について習熟度を高められたい。

所管課においても指定管理・委託事業者の交代時に防火・防災体制の引き継ぎ等が十分に行われるよう指導されたい。

3 施設全体で連携して防火・防災の取組みを行っているか。

定期・不定期を問わず、全ての施設で所（館・園）長や施設責任者間の打合せ、情報交換が行われていた。また、全構成施設 97 施設のうち 9 割を超える施設で日頃から連携したり、コミュニケーションを深めるための取組みが実施されていた。

防火・防災に関するもののほか、事業の合同開催や各施設の行事を手伝うなど、日頃から顔の見える関係を築くための取組みが行われていた。

また、施設・備品の安全確認や危険箇所の応急処置・巡回等を連携して行い、施設内での情報共有もされており、複合施設における連携した防火・防災の取組みについてはおおむね適正に行われていた。

今後も複合施設としての特性を踏まえ、良好なコミュニケーションを築き意見交換のできる関係を築いていくことで、防火・防災体制の強化と利用者の安全確保に一層努められたい。

以上のことから、複合施設における防火・防災体制についてはおおむね適正であると認められる。

今後も引き続き、災害時・緊急時において区民が安心して利用できる複合施設の運営に努められたい。

第2 今後に向けて

1 PDCAサイクルによる消防計画の見直し、改善

総務省消防庁の「消防計画作成ガイドライン」では「被害の想定や必要な対応行動が十分かどうか、それに応じた体制が備えられているかどうか等について、訓練等を通じて定期的に見直し、改善して行く仕組み（PDCAサイクル）を消防計画に盛り込んでおくことが必要である。」とされている。

今後、全ての施設において、訓練結果から出された課題や施設の状況に合わせて、定期的に自衛消防体制や消防計画の見直しを行い、より現場に即した防火・防災体制づくりを行うよう取り組まれない。

また、消防計画には、地震や火災、風水害、大規模事故等様々な事態を想定した訓練について盛り込まれない。

2 課題の共有と対応への取り組み

今回、複合施設での避難や安全管理における課題として多く挙げられていたのが、①複合施設内での避難の優先順位や動線、②夜間休日等で指定管理者や委託事業者の施設のみが運営している場合の初期対応と判断、③不特定多数の利用者の把握と少人数の職員での避難体制、④エレベータ停止時の高層階・複層階の施設での避難と情報伝達・状況把握である。

これらの課題については、区と複合施設全体で課題を共有するとともに、利用者の安全確保のため、今後十分に対応されたい。

また、複合施設では、全館合同訓練において施設間相互の動きや、連携・協力体制の確認を繰り返し行うことが重要である。そのため、構成施設ごとに防火管理者を設置している場合でも、全館合同訓練を実施していくことが望ましい。

3 複合施設に対する支援体制

複合施設では同一の建物内に異なる運営形態の施設が併設され、限られた人員による運営が行われているが、利用者等に対しては一体的な対応が求められる。

各所管課においては、所管する施設だけでなく複合施設全体としての視点を持つことで、他の所管課とも連携し、施設の課題解決に対する支援や情報提供・指導等を積極的に行い、より安全な複合施設となるよう努められたい。

また、指定管理や委託事業者のみで運営されている複合施設もあることから、所管課による支援について十分配慮されたい。

資 料 等

別表 1 監査委員による実地監査実施状況（*は代表施設）

実施日	実地監査施設	対象課
平成 27 年 11 月 12 日	新宿コズミックスポーツセンター* 教育センター	生涯学習コミュニティ課 教育支援課
平成 27 年 12 月 10 日	あいじつ子ども園* 中町地域交流館 中町児童館・学童クラブ 中町図書館	保育園子ども園課 高齢者福祉課 子ども総合センター 中央図書館

別表 2 監査委員による質問実施状況

実施日	内容	対象課
平成 27 年 12 月 11 日	複合施設における防火・防災体制 について	柏木特別出張所 生涯学習コミュニティ課 高齢者福祉課 保育園子ども園課 子ども総合センター 四谷保健センター 新宿清掃事務所 中央図書館

資料 監査対象施設一覧

No.	代表施設	構成施設	区分	管理者
1	四谷特別出張所	四谷特別出張所	直営	区
		四谷地域センター	指定管理	四谷地域センター運営委員会
		四谷図書館	指定管理	紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体
		四谷区民ホール	指定管理	株式会社共立
2	筆筈町特別出張所	筆筈町特別出張所	直営	区
		牛込筆筈地域センター	指定管理	牛込筆筈地域センター管理運営委員会
		牛込筆筈区民ホール	指定管理	株式会社共立
3	榎町特別出張所	榎町特別出張所	直営	区
		榎町地域センター	指定管理	榎町地域センター管理運営委員会
4	若松町特別出張所	若松町特別出張所	直営	区
		若松地域センター	指定管理	若松地域センター管理運営委員会
5	大久保特別出張所	大久保特別出張所	直営	区
		大久保地域センター	指定管理	大久保地域センター管理運営委員会
		大久保図書館	指定管理	紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体
6	戸塚特別出張所	戸塚特別出張所	直営	区
		戸塚地域センター	指定管理	戸塚地域センター管理運営委員会
7	落合第一特別出張所	落合第一特別出張所	直営	区
		落合第一地域センター	指定管理	落合第一地域センター管理運営委員会
		落合保健センター	直営	区
8	落合第二特別出張所	落合第二特別出張所	直営	区
		落合第二地域センター	指定管理	落合第二地域センター管理運営委員会
9	柏木特別出張所	柏木特別出張所	直営	区
		柏木子ども園(乳児園舎)	直営	区
		柏木地域センター	指定管理	柏木地域センター管理運営委員会
		北新宿地域交流館	指定管理	テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社
		北新宿第一児童館	指定管理	テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社
		北新宿第一学童クラブ	委託	テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社
10	角筈特別出張所	角筈特別出張所	直営	区
		角筈地域センター	指定管理	角筈地域センター管理運営委員会
		角筈区民ホール	指定管理	株式会社共立
		角筈図書館	指定管理	株式会社図書館流通センター
11	戸山生涯学習館	戸山生涯学習館	指定管理	公益財団法人新宿未来創造財団
		戸山図書館	指定管理	株式会社図書館流通センター

No.	代表施設	構成施設	区分	管理者
12	西戸山生涯学習館	西戸山生涯学習館	指定管理	公益財団法人新宿未来創造財団
		西戸山幼稚園	直営	区
13	新宿コスミックスポーツセンター	新宿コスミックスポーツセンター	指定管理	公益財団法人新宿未来創造財団
		教育センター	直営	区
14	戸山シニア活動館	戸山シニア活動館	指定管理	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
		若松町高齢者総合相談センター	委託	株式会社ジャパンケアサービス
15	西新宿シニア活動館	西新宿シニア活動館	指定管理	社会福祉法人奉優会
		柏木・角筈高齢者総合相談センター	委託	社会福祉法人新宿区社会福祉事業団
16	あいじつ子ども園	あいじつ子ども園	直営	区
		中町地域交流館	指定管理	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
		中町児童館	指定管理	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
		中町学童クラブ	委託	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
		中町図書館	指定管理	丸善株式会社
17	おちごなかい子ども園(乳児園舎)	おちごなかい子ども園(乳児園舎)	直営	区
		中井児童館	指定管理	株式会社キッズベースキャンプ
		中井学童クラブ	委託	株式会社キッズベースキャンプ
18	百人町保育園	百人町保育園	直営	区
		百人町地域交流館	指定管理	テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社
		百人町児童館	指定管理	テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社
		百人町学童クラブ	委託	テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社
19	東五軒町保育園	東五軒町保育園(1号館・2号館)	直営	区
		東五軒町地域交流館	指定管理	株式会社ニチイ学館
		東五軒町児童館	指定管理	株式会社ニチイ学館
		東五軒町学童クラブ	委託	株式会社ニチイ学館
20	薬王寺児童館	薬王寺児童館	直営	区
		薬王寺ことぶき館	直営	区
		薬王寺学童クラブ	委託	株式会社サクセスアカデミー
21	高田馬場第二児童館	高田馬場第二児童館	直営	区
		高田馬場第二保育園	直営	区
		高田馬場地域交流館	指定管理	社会福祉法人新宿区社会福祉事業団
		高田馬場第二学童クラブ	委託	株式会社キッズベースキャンプ
22	上落合児童館	上落合児童館	指定管理	テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社
		上落合地域交流館	指定管理	生活協同組合・東京高齢協
		上落合学童クラブ	委託	テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社
23	西落合児童館	西落合児童館	直営	区
		西落合子ども園	直営	区
		落合三世代交流サロン	委託	落合三世代交流を育てる会
		西落合学童クラブ	委託	株式会社プロケア

No.	代表施設	構成施設	区分	管理者
24	信濃町子ども家庭支援センター	信濃町子ども家庭支援センター	直営	区
		しなのまち子ども園	直営	区
		信濃町シニア活動館	指定管理	生活協同組合・東京高齢協
		信濃町学童クラブ	委託	テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社
25	中落合子ども家庭支援センター	中落合子ども家庭支援センター	直営	区
		中落合第二保育園	直営	区
		中落合地域交流館	指定管理	生活協同組合・東京高齢協
26	北新宿子ども家庭支援センター	北新宿子ども家庭支援センター	直営	区
		北新宿子ども園	直営	区
		北新宿生涯学習館	指定管理	公益財団法人新宿未来創造財団
		北新宿第二地域交流館	指定管理	社会福祉法人奉優会
		北新宿図書館	指定管理	ミライト・リブネット共同事業体
		北新宿第二学童クラブ	委託	テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社
27	榎町子ども家庭支援センター	榎町子ども家庭支援センター	直営	区
		榎町学童クラブ	委託	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
28	牛込保健センター	牛込保健センター	直営	区
		弁天町保育園	直営	区
		新宿生活実習所	指定管理	社会福祉法人東京都知的障害者育成会
		榎町高齢者総合相談センター	委託	社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会
29	四谷保健センター	四谷保健センター	直営	区
		新宿東清掃センター	直営	区
		新宿区訪問看護ステーション	直営	区
		四谷高齢者総合相談センター	委託	社会福祉法人新宿区社会福祉事業団
		新宿区社会福祉協議会東分室	その他	社会福祉法人新宿区社会福祉協議会
30	新宿中継・資源センター	新宿中継・資源センター	直営	区
		大久保スポーツプラザ	指定管理	公益財団法人新宿未来創造財団
合計	30施設	97施設		

印刷物作成番号
2015-7-5101

平成27年度
行政監査結果報告書
複合施設における防火・防災体制について
平成28年2月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1
電話 (03) 5273-4579 (ダイヤル)

この印刷物は、業者委託により380部印刷製本しています。その経費として、1部あたり136円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。